

# 口座振替停止申込書

年 月 日

香美市長

様

納税義務者 (申込者)	住所	
	氏名	印
	電話番号	( )

私が口座振替による方法で納付をしている以下の税目について、一時に納付をすることが困難ですので、本年度の口座振替による方法での納付を停止してください。

## 記

### 1 納税義務者記入欄

口座振替による方法の納付を停止する税目	<input type="checkbox"/> 個人の市県民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割） <input type="checkbox"/> 国民健康保険税
---------------------	---

### 2 口座開設者（指定口座）記入欄

口座名義人	住所		届出印						
	フリガナ								
	氏名								
	電話番号								
ゆうちょ銀行以外	金融機関名	銀行・金庫・農協							
	店舗名	店(所)・支店(所)・代理店・営業所							
	預金種目	普通・当座( )	口座番号 (右詰で記入)						
ゆうちょ銀行	記号	1	0	の番 (右詰で記入)					1

- 注 1 口座振替の方法による納付は、口座開設者と金融機関との間で結ばれた契約に基づき、当市が当該金融機関に対して納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。）を送付することにより行われるものです。
- 2 この申込みによる口座振替の方法による納付の停止は、当市の金融機関に対する納入に関する書類の送付を停止することにより、口座振替の方法による納付を停止するものであり、口座開設者と当該金融機関との間で結ばれた契約を変更し、又は廃止するものではありません。
- 3 この申込みにおける軽自動車税（種別割）とは、納税義務者に対して賦課決定された全ての車両に係る軽自動車税（種別割）をいいます。個々の車両に係る軽自動車税（種別割）を個々に停止することはできません。
- 4 口座振替の方法による納付を停止する期間（以下「停止期間」といいます。）は、申込みのあった日から本年度末日（本年度末日が休日等の場合には翌営業日。）となります。徴収猶予が認められなかった場合もこの期間中は停止します。なお、停止期間を変更することはできません。
- 5 口座振替の方法による納付の停止は、賦課決定された本年度分について徴収猶予を申請する場合に限り、その申請に併せて申込みことができます。なお、停止期間中において、新たな徴収猶予を申請される場合には、この手続きをする必要はありません。
- 6 この申込みの受付と納入に関する書類の送付が同時期である場合は、口座振替の方法による納付を停止することができないことがあります。この場合において、徴収猶予が認められた場合には還付金として返還しますが、徴収猶予が認められなかった場合には返還することができません。
- 7 停止期間中の停止に係る税目の納税に必要な納付書等については、税務収納課収納班へお問い合わせください。
- 8 口座振替の方法による納付に関する契約を変更又は廃止したい場合は、口座開設者が契約された金融機関の窓口で手続きをする必要があります。